

## ↳ 相続時精算課税制度の活用方法

**Q** : 聞くとところによると、相続時精算課税制度を活用すると、2,500万円まで非課税で贈与ができるそうですが、どういう場合に活用するといいいんですか？

**A** : 次のような場合には効果があります。

### 【解説】

相続時精算課税制度とは、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与に認められた贈与の特例で、2,500万円までの贈与は非課税、それを超える部分の金額に対しては、一律20%の税率で贈与税がかかるというものです。

この制度は、次のような人が活用すると効果的です。

#### ① 相続税がかからない人

この制度の対象となった財産は、相続時に親の相続財産として計上しなければなりません。相続税がかからない人であれば、関係ありませんので、大いに活用するとよいでしょう。

#### ② 相続税の実効税率が20%以内の人

相続税の実効税率が20%以内の人は、税金を先に払うか後に払うかの違いですから、早い段階で財産の移転ができるというメリットを生かすとよいでしょう。

#### ③ 相続税の実効税率が20%を超える人

相続税の節税にはつながりませんが、特定の財産を生前に移転でき、遺産分割をめぐるトラブルを解消することができる、収益物件であれば所得の移転ができる、などのメリットがありますので検討されるとよいでしょう。

